

第1回婚活支援イベント

●婚活セミナー

時 9月24日(日)

- ▶女性…午後1時30分～2時50分
- ▶男性…午後3時25分～4時45分

場 文化会館

内 結婚に関する正しい知識や教養、異性とのコミュニケーション方法などを学びます。

●交流会パーティー

時 10月1日(日) 午後1時30分～4時

場 三河湾リゾートリンクス (吉良町)

内 セミナーに参加した男女が交流する出会いの場です。

◆共通事項

- 対** ▶男性…市内在住または在勤で結婚を考えている独身の方
- ▶女性…結婚を考えている独身の方
- ※男女とも23歳～45歳の方で、婚活セミナーと交流会パーティーの両方に参加できる方

定 男女各20人 (申し込み多数の場合は抽選)

¥ ▶男性…4,000円 ▶女性…2,000円

申 7月16日(日)～8月13日(日)に、次の①または②の方法でお申し込みください。

- ①婚活支援イベント専用ホームページ (<https://cq.a.or.jp/nishiokon/>) の申し込みフォームに入力
- ②申込書を直接または郵送、ファクスで株式会社アニバーサリー婚活予備校事務局 (〒445-0073 寄住町洲田24-3 都築ビル1階/FAX65・5523) へ。申込書は企画政策課または同事務局に用意

問 株式会社アニバーサリー婚活予備校事務局 (☎090・1729・2404)、企画政策課企画担当 (☎65・2154)



婚活支援イベント
専用ホームページ
QRコード

畑 de 婚活「タッチ・ザ・アグリ」

対 農業に興味がある20歳～35歳の独身女性

時 8月19日(土) 午後3時～8時

集合場所 市役所

内場 ▶市内在住農家の農園でブルーベリー狩り…ひぐち農園 (安城市藤井町)

- ▶西尾産の農産物を使ったバーベキュー…J A 西三河高河原センター (高河原町)

定 15人 (申し込み多数の場合は抽選)

¥ 1,000円 (土産付き)

申問 8月10日(木)までに、住所・氏名・電話番号を、電話またはEメールで農林水産課農政担当 (☎65・2135/✉nousui@city.nishio.lg.jp) へ。

- 他** ①市内在住の青年農業者リーダー (平均年齢28歳) で構成する西尾4Hクラブ主催のイベントです。
- ②男性の参加者は西尾4Hクラブの独身会員です。
- ③市役所から各会場への移動は主催者が手配します。

西尾市資料館企画展「新出土品展」

時 7月22日(土)～9月18日(祝) 午前9時～午後5時

※祝日以外の月曜日を除く。

内 平成23年以降に行った遺跡の発掘調査で出土した品を中心に展示します。

他 この企画展は、県陶磁美術館、豊橋市文化財センター、半田市立博物館、蒲郡市博物館、とこなめ陶の森資料館、知多市歴史民俗博物館、田原市渥美郷土資料館、みよし市立歴史民俗資料館、幸田町郷土資料館との共同企画「愛知やきものヒストリー2017」に参加しています。

●展示解説

時 8月19日(土) 午前10時



松崎八反田遺跡(八ツ面町)から出土した弥生土器

◆共通事項

場 西尾市資料館

問 文化振興課文化財担当 (☎56・2459/岩瀬文庫内)

対象・応募資格 日時・期間 場所 内容 定員・募集人数
費用 講師 持ち物・提出書類 申込・申請 その他 問合せ先

一色学びの館を休館

公共施設再配置第1次プロジェクトによる改修工事のため、9月から一色学びの館を休館します。期間中は、一色町公民館の窓口をご利用ください。

休館期間 9月1日(金)～30年3月31日(土)

休館期間中に一色町公民館で行う業務

図書の貸し出し・返却・予約、おはなし会の開催

※一色学びの館の図書は貸し出しできません。

問西尾市立図書館 (☎56・6200)



高校生10人を姉妹都市ポリルア市へ派遣



姉妹都市親善訪問団として高校生をニュージーランドのポリルア市やオークランド市などへ派遣します。期間は8月16日～25日の10日間。ポリルア市内でのホームステイや現地の学校への体験入学を通じて、同年代の人たちとの交流や日本文化の紹介などを行います。

問市国際交流協会事務局 (☎65・2178/地域支援協働課内)

◀写真(敬称略)

【後列左から】長谷川佳歩(副団長)、梅村圭輝、米津快一、中島ベアトリス、三木愛歌、近健太郎(引率・一色高校教諭)

【前列左から】遠藤順子(団長)、伊藤千智、伊藤夕真、徳永大地、太田昌吾

パブリックコメント 第5次実行計画(案)に対する意見を募集

効率的で持続可能な行財政運営を行うために、29～30年度の2年間で「西尾市行財政改革推進計画第5次実行計画」を策定しています。29年3月に11の計画を策定し、今回は追加する5つの計画(案)を作成しました。その内容を公表して、市民の皆さんから意見を募集します。

今回公表する計画(案)

- ネーミングライツ(命名権)制度の導入
- 水道事業の経営安定化
- 公共料金等の一括支払
- 会議録の簡略化
- 行政情報コーナーの移設

閲覧期間 7月18日(火)～8月17日(木)

閲覧場所 企画政策課、市役所行政情報コーナー(1階)、各支所、佐久島出張所、各ふれあいセンター(幡豆ふれあいセンターを除く)、一色町公民館、幡豆公民館



※市ホームページでも閲覧できます。

意見書の提出方法 8月17日(木)(必着)までに、住所・氏名・電話番号・意見を、直接または郵送、ファクス、Eメールで企画政策課(〒445-8501住所不要/FAX56・0212/✉kikaku@city.nishio.lg.jp)へ。

問企画政策課行革担当 (☎65・2155)

認知症講演会

「もの忘れと認知症～もの忘れ外来担当医からのメッセージ」

対 市内在住で認知症に関心のある方

時 8月6日(日) 午前10時～11時45分

※午前9時30分に開場

場 市役所51ABC会議室（5階）

内 認知症の基本知識と、早期発見・早期治療の重要性を分かりやすく講演します。認知症の質問コーナーや市認知症地域支援推進員による寸劇もあります。

定 150人（先着順）

¥ 無料

講 名古屋大学医学部附属病院脳神経外科

医師 岡本奨氏

他 事前申し込みは不要

問 地域包括支援センター西尾（☎54・8998／西尾老人保健施設内）

認知症介護家族教室

対 初期～中期の認知症の方を介護している家族

※介護していない方や、仕事で介護に携わっている方は参加できません。

日時・場所・内容など 下表のとおり

内 認知症について学ぶ講座です。介護している家族との交流や仲間づくりを通じて、日々の悩みや不安を話し合い、介護の負担を少しでも軽くしましょう。

定 20人

¥ 無料

※第1回交流会には昼食代が必要

申問 8月31日(木)までに、申込書を直接またはファクスで長寿課地域支援事業担当（☎65・2120／FAX64・0995）へ。申込書は長寿課または各支所・地域包括支援センターに用意

他 介護の状況を考慮して参加者を決定し、締め切り後1週間程度で結果を通知します。

認知症って、どんな病気？

認知症は脳の病気です。さまざまな原因で、脳の細胞が死んだり、働きが悪くなったりして障害が起こり、日常生活に支障が出てきます。その症状はさまざまで、日々異なることもありますので、正しく認知症を理解し、対応することが重要です。

どんな症状があるの？

記憶や判断力、時間・場所の認識などの認知機能が損なわれる「中核症状」と、不安や焦り、心身の不調、周囲の適切でない対応などが影響して、妄想や幻覚^{（はいかり）}などが現れる「周辺症状」の、大きく分けて2つあります。

回	日 時	場 所	内 容	講 師
1	9月20日(水) 午前10時～午後2時	市役所会議棟 第4会議室（2階）	①作ろうネットワーク ②昼食会（介護者相談交流会）	認知症のひとと家族の会 愛知県支部代表 尾之内直美氏
2	10月11日(水) 午後1時～4時	市役所52AB会議室 （5階）	学びましょう、認知症のこと ～認知症の基本的な知識～	医師 阿部祐士氏
3	11月8日(水) 午後1時～4時	市役所51ABC会議室 （5階）	上手に使おうサービス利用 ～サービスのいろいろ（介護保険など）～	ケアマネジャー 石川理重子氏
4	12月13日(水) 午後1時～4時	市役所53ABC会議室 （5階）	見つめてみましょう、あなたの心 ～介護の仕方と介護者の心～	認知症のひとと家族の会 愛知県支部代表 尾之内直美氏
5	30年1月10日(水) 午後1時～4時	市役所53ABC会議室 （5階）	寄り添ってみましょう、相手の心 ～認知症の方へのリハビリ～	作業療法士 長谷川和之氏
6	30年2月14日(水) 午後1時～4時	市役所53ABC会議室 （5階）	医者と上手に付き合おう ～医師との関わり方・薬について～	医師 加知輝彦氏

障害のある方への手当などを紹介

障害者や障害児の福祉増進のための福祉手当支給制度があります。対象になると思われる方で、手当の支給を申請していない方はお申し出ください。ただし、各手当を受給するには所得制限があります。

問福祉課障害者福祉担当 (☎65・2113)

特別障害者手当

☑心身に著しい重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要と認められる20歳以上の方
※施設入所者、病院などに3か月以上継続して入院している方を除く。

国制度分手当額 月額26,810円

県制度分手当額 次のいずれかに該当する特に重度の方に、国制度分に県制度分を加算して手当を支給します。

▶A種 (身体障害者手帳1・2級で、I Q35以下の方) …月額6,850円

▶B種 (身体障害者手帳1・2級の方またはI Q35以下の方) …月額1,050円

支払月 5月、8月、11月、2月

障害児福祉手当

☑心身に著しい重度の障害があり、日常生活で常時特別な介護が必要と認められる20歳未満の方
※障害を事由とした年金受給者、施設入所者を除く。

国制度分手当額 月額14,580円

県制度分手当額 次のいずれかに該当する特に重度の方に、国制度分に県制度分を加算して手当を支給します。

▶A種 (身体障害者手帳1・2級で、I Q35以下の方) …月額6,900円

▶B種 (身体障害者手帳1・2級の方またはI Q35以下の方) …月額1,150円

支払月 5月、8月、11月、2月

在宅重度障害者手当

☑特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していない在宅の方で、次のいずれかに該当する方
※施設入所者、病院などに3か月以上継続して入院している方を除く。また、65歳以上で新たに障害者となり、次の2種に該当する方も除く。

手当額

▶1種 (身体障害者手帳1・2級で、I Q35以下の方) …月額15,500円

▶2種 (身体障害者手帳1・2級の方またはI Q35以下の方、身体障害者手帳3級で、I Q50以下の方) …月額6,750円

支払月 4月、8月、12月

障害者扶助料

☑身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかを所持している方

手当額

▶身体障害者手帳1・2級の方、精神障害者手帳1級の方、療育手帳A判定の方…月額4,000円

▶身体障害者手帳3級の方、精神障害者手帳2級の方、療育手帳B判定の方…月額3,000円

▶身体障害者手帳4～6級の方、精神障害者手帳3級の方、療育手帳C判定の方…月額2,000円

支払月 9月、3月

心身障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障害)があったとき、障害者に終身一定額の年金を支給します。詳しくはお問い合わせください。

